

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年11月26日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 小椋 歩

1 契約の概要

職員棟給水配管修繕

2 履行(納品)場所

磯子区磯子23番1号  
横浜市立浜小学校

3 契約日

令和3年9月11日

4 履行日又は履行期間

令和3年9月13日

5 契約金額

599,500円(うち取引に係る消費税 54,500円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区久保町4-12  
三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

高架水槽が破損し児童の飲み水として使用できなくなり学校運営に支障があったため、緊急で直結給水配管修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿に管で登録している市内中小企業から緊急対応可能な業者を選定した。

9 所管課

横浜市立浜小学校